

空き家に付属する農地の取得 (下限面積の緩和)

はじめに・・・

栗原市では、人口減少等により空き家が増加しており、その中には空き家に付属した遊休農地も少なくありません。

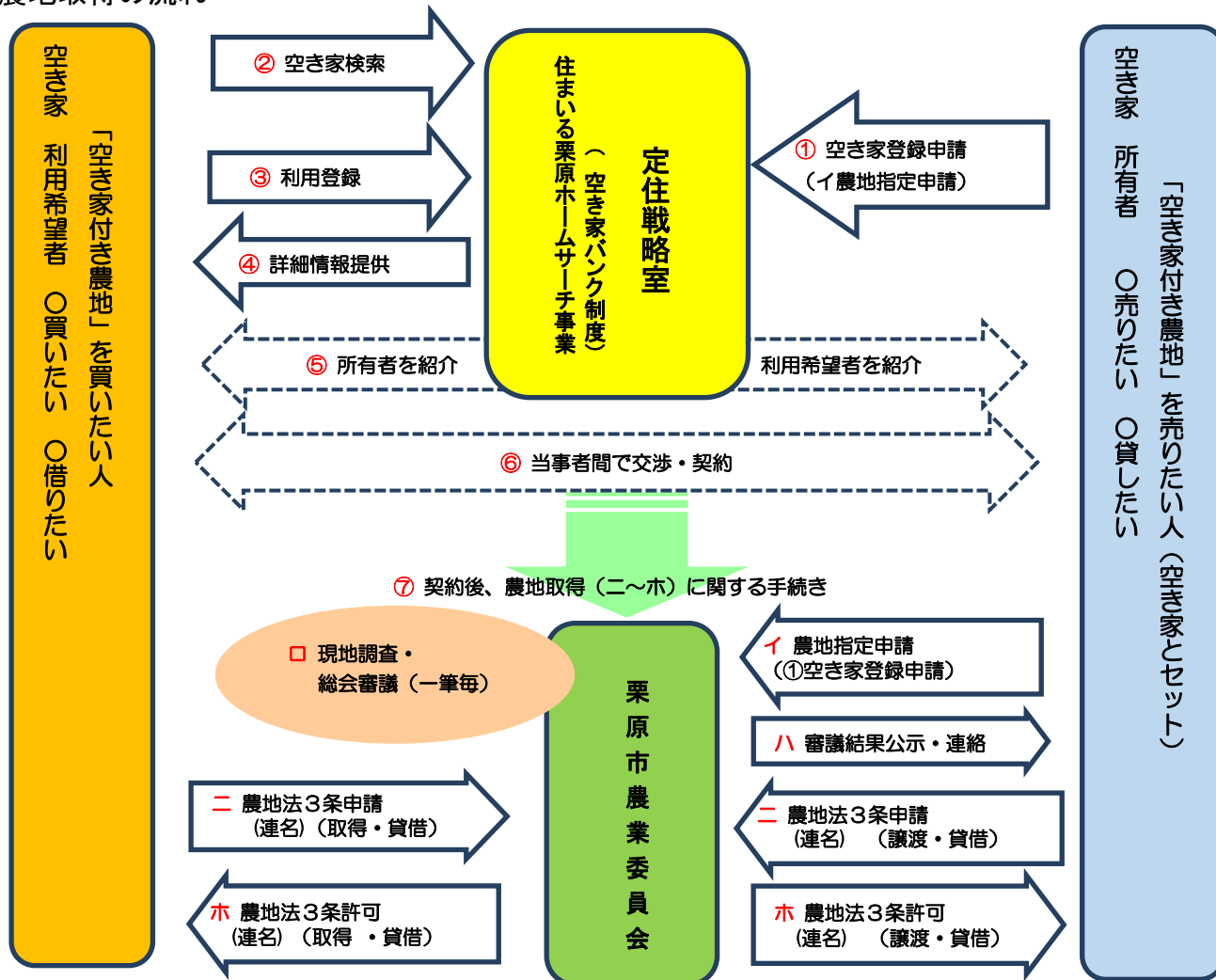
また、近年、農ある暮らしを求め、田舎への移住希望者が増えてきていますが、農地を一定以上取得することが必要になります。

そこで、定住促進及び遊休農地の解消のため、栗原市空き家バンク制度に登録された空き家と共に、それに付属する農地の権利取得する場合に限り下限面積を緩和し、農地を取得しやすい環境を整え、栗原市に定住して農ある暮らしを希望される人を応援します。

農地の下限面積・・・

栗原市では、農地の権利取得する場合、農地法により下限面積が50アール以上(花山地区は10アール)の取得が必要ですが、平成30年4月1日より、栗原市に移住・定住して農業を始めたい人が農地を取得しやすくするため、空き家と、それに付属する農地を一緒に取得する場合に限り、0.1アール(10㎡)から農地が取得できるよう下限面積を設定しました。

農地取得の流れ・・・



お問い合わせ先 空き家バンクに関すること 栗原市企画部定住戦略室 ☎0228-22-1125
農地の取得に関すること 栗原市農業委員会事務局 ☎0228-42-1239